

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-120
処分の種類	公園保全立体区域における所有者等への損害防止措置命令、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第26条第2項、第33条第4項			
処分の概要	公園保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合における当該土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者に対する損害防止措置命令（公園予定地に準用）			
処分基準 （未設定の場合 はその理由）	未設定（処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難。）			
基準の制定根拠	—			